（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（申請等の入力事項等）

第四条　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第五条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第六条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当

［条を加える。］

（申請等の入力事項等）

第三条　法第三条第一項の規定に基づき又は準じて電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合において併せて提出すべきこととされている書面等があるときは、当該書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、併せて入力することができる。

［条を加える。］

［条を加える。］

該行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（処分通知等の入力事項等）

第七条　法第七条第一項の規定により行政機関等が電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

（作成等の方法）

第九条　法第九条第一項の規定により行政機関等が電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十条　法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。次項において同じ。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2　法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。

（処分通知等の入力事項等）

第四条　法第四条第一項の規定に基づき又は準じて個人情報保護委員会が電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

［条を加える。］

（作成等の方法）

第五条　法第六条第一項の規定に基づき又は準じて行政機関等が電磁的に記録の作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

［条を加える。］